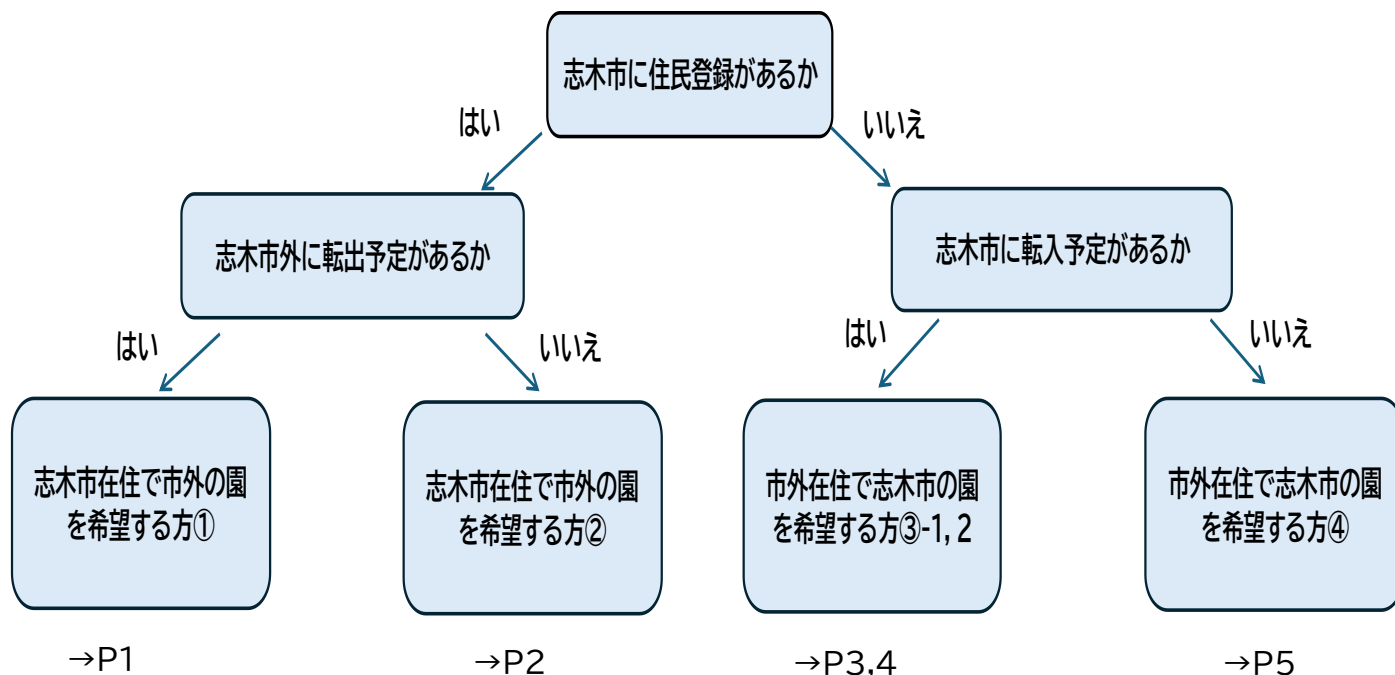


【志木市外へ転出／市外園を希望／志木市へ転入／市外から市内園を希望する方】

◎質問内容を上から順に回答し、該当する箇所をご確認のうえ、お申込みください。



※市外から志木市への4月入園のみ、③—②、④の方は一次受付での申請ができません。二次受付の期間内にご提出ください。

① 入所希望月の前月までに申込み先自治体へ転出予定のある方

→転出先の自治体へ直接申込みをしてください。

必要書類や申請期間の詳細等についても、転出先の自治体へ、直接ご確認ください。

志木市へ申請書類をご提出されても、受付ができませんのでご注意ください。

② 入所希望月の前月までに申込み先自治体へ転出予定のない方

(1) 希望先自治体の保育担当課へ確認(電話・ホームページ等)

- ◎ 申込み締切日
- ◎ 志木市様式以外の必要書類
- ◎ 他の市区町村からの申込み制限
- ◎ 希望する施設の空き状況 等

※希望理由によっては申込みに制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。



(2) 志木市役所保育課窓口へ提出(電子申請・FAX不可)

- ◎ 志木市様式の申請書一式(P6)
- ◎ 保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)
- ◎ その他、希望する保育園のある市区町村が必要とする書類

※希望先市区町村の締切日の10日前までに提出してください。
10日前を過ぎて申請があった場合は、受付できません。
書類は、志木市で受付したのち、希望先市区町村へ締切日まで
に届くように郵送します。

●申請を取り下げたい場合 ※志木市提出のみ

速やかに「保育施設・学童保育クラブ内定辞退届兼申請取下届」を志木市保育課へ
ご提出ください。(電子申請または窓口)



☆申請取下・内定辞退はこちらから☆

※市外の園に通園する場合、原則通園する園がある市のルールに従っていただきます。

例：勤務誓約の期間、預かる際の細かいルール等

③-1 入所希望月の前月までに志木市へ転入予定の方

(1) 提出書類の準備

- ①志木市様式の申請書一式(P6)
 - ②志木市様式の「転入誓約書」
 - ③志木市転入後の住居の賃貸借(売買)契約書等
 - ④当該年度の課税証明書(又は非課税証明書)
- ↳詳細については、P6(1月1日現在市外に住んでいた方)をご覧ください。

※③の提出がない場合、市民としての調整はできません。(この場合の申込先は現在住民登録のある市区町村になります。)



(2) 志木市役所保育課へ提出(FAX不可)

- ◎志木市役所保育課の窓口
- ◎電子申請(ロゴフォーム新規申請)
- ◎郵送(各申込受付期間開始から郵送締切日 ※必着)

※郵送締切日を過ぎて郵送での申請があった場合は、翌月の入所申請の扱いとなります。



(3) 住民登録の異動(内定後)

- ◎入所希望月の前月末までに、志木市へ住民登録の異動をお願いします。
- ◎住民登録の際、志木市保育課の窓口へ「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請 兼 施設利用申込書(志木市様式)」をお子様1人につき1枚ご提出ください。

※入園月の前月末日までに、志木市へ住民登録の異動が確認できない場合、内定の取消となります。

●申請を取り下げたい場合

速やかに「保育施設・学童保育クラブ内定辞退届兼申請取下届」を志木市保育課へご提出ください。(電子申請または窓口)



☆申請取下・内定辞退はこちらから☆

③-2 入所希望月以降に志木市へ転入予定の方

(1)提出書類の準備

- ①志木市様式(P6)または現住所の市区町村の申請書一式
- ②志木市様式の「重要事項確認票」
- ③志木市様式の「児童等状況調査票」
- ④当該年度の課税証明書(又は非課税証明書)
- ↳詳細については、P6(1月1日現在市外に住んでいた方)をご覧ください。

※②と③が志木市様式でない場合、申請対象となりませんのでご注意ください。
※利用調整上の優先順位は一番最後です。



(2)住民登録のある市区町村へ提出

◎現在、住民登録のある市区町村へ書類を揃えて提出が必要です。

※志木市の締切日までに、住民登録のある市区町村を通して書類が届かない場合、受付できませんので、余裕を持ってご提出ください。



(3)志木市民としての入所手続き(入所後)

志木市への転入手続きの際、以下の書類を志木市役所保育課へご提出ください。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請 兼 施設利用申込書(志木市様式)・・・お子様1人につき1枚提出
- ②児童手当に係る保育園保護者負担金・給食費等の徴収に関する申出書
- ③保護者分(または18歳以上60歳未満の同居者)の保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)

●申請を取り下げたい場合

速やかに入園申請の取り下げを、住民登録のある市区町村へご連絡またはご提出ください。様式等についても、お住まいの自治体へご確認ください。

④ 志木市外在住で転入予定のない方

(1) 提出書類の準備

- ①志木市様式(P6)または現住所の市区町村の申請書一式
 - ②志木市様式の「重要事項確認票」
 - ③志木市様式の「児童等状況調査票」
 - ④当該年度の課税証明書(又は非課税証明書)
- 詳細については、P6(1月1日現在市外に住んでいた方)をご覧ください。

※②と③が志木市様式でない場合、申請対象となりませんのでご注意ください。
※利用調整上の優先順位は一番最後です。



(2) 住民登録のある市区町村へ提出

◎現在、住民登録のある市区町村へ書類を揃えて提出が必要です。

※志木市の締切日までに、住民登録のある自治体を通して、書類が届かない場合、受付できませんので、余裕を持ってご提出ください。

●申請を取り下げたい場合

速やかに入園申請の取り下げを、住民登録のある市区町村へご連絡またはご提出ください。様式等についても、お住まいの自治体へご確認ください。

志木市様式の申請書一式

- (1)施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請 兼 施設利用申込書 ……お子様1人につき1枚提出
- (2)児童等状況調査票 ……お子様1人につき1枚提出
- (3)重要事項確認票 ……お子様1人につき1枚提出
- (4)児童手当に係る保育園保護者負担金・給食費等の徴収に関する申出書
- (5)保育の必要性を証明するもの……18歳以上（高校就学年度に相当する方を除く）60歳未満の同居者全員分提出（就労証明書等該当する書類）
※不明な場合はお問い合わせください。

市外からの入園の受入制限について

③-1の方のみ市立保育園
のお申込みが可能です。

	市立保育園	私立保育園・小規模保育施設
転入予定あり	○	○
転入予定なし	×	○

※入園月の前月末日までに志木市へ転入（住民登録を異動する）予定の方は、住居の賃貸借（売買）契約書等を提出していただいた場合に限り、市民としての利用調整を行います。

※市立保育園を通所中に志木市外へ転出された場合は、年度内のみ通園可能です。次年度は継続できませんのでご注意ください。

※市外から当市の園に通園する場合、当市のルールに従っていただきます。

例：勤務誓約の期間、預かる際の細かいルール等

★1月1日現在市外に住んでいた方

市民税は、その年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されます。そのため、市外に住んでいた方は、その市区町村の課税証明書または非課税証明書をご提出いただく必要があります。

（例：令和8年1月1日時点で前市区町村に在住→令和8年度市県民税（非）課税証明書は前市区町村で交付）

また、市県民税（非）課税証明書については、**当年度の6月中旬ごろに発行が始まります。**

※1月1日現在国外に住んでいた方は、一昨年または前年の1月1日～12月31日までの収入が確認できる書類（給与明細等）をご提出いただく必要があります。

（令和8年1月1日に国外に住んでいた方は令和7年の収入、令和9年1月1日に国外に住んでいた方は令和8年の収入が確認できる書類を提出してください。）

令和9年度市県民税課税証明書 提出期限

4月～ 8月申請者の場合……令和9年7月末までに提出

9月～翌2月申請者の場合……申請書提出時

※1月1日時点の住所は、受付時に確認することができません。

誤りがある場合、最高額での審査になるため申請時によく確認してください。

令和9年度クラス表（クラス年齢は、4月1日を基準に決めます。）

クラス	生 年 月 日
0歳児	令和 8年 4月 2日以降（※）
1歳児	令和 7年 4月 2日 ～ 令和 8年 4月 1日
2歳児	令和 6年 4月 2日 ～ 令和 7年 4月 1日
3歳児	令和 5年 4月 2日 ～ 令和 6年 4月 1日
4歳児	令和 4年 4月 2日 ～ 令和 5年 4月 1日
5歳児	令和 3年 4月 2日 ～ 令和 4年 4月 1日

※受入年齢は、各園で異なります。P8「志木市内保育施設一覧表」でご確認ください。

新規入園申込受付期間（4月一次受付は3月までに転入予定のある方のみ申込可能）

入園月	電子申請・郵送受付期間	窓口受付期間（土日祝除く）
4月一次受付 (窓口のみ要予約)	令和 8年10月 1日（木） ～令和 8年10月23日（金）	令和 8年10月26日（月） ～令和 8年11月11日（水）
4月二次受付	令和 8年11月12日（木） ～令和 9年 1月15日（金）	令和 8年11月12日（木） ～令和 9年 1月29日（金）
5月	令和 9年 3月 1日（月） ～令和 9年 3月26日（金）	令和 9年 3月 1日（月） ～令和 9年 3月31日（水）
6月	令和 9年 4月 1日（木） ～令和 9年 4月26日（月）	令和 9年 4月 1日（木） ～令和 9年 4月30日（金）
7月	令和 9年 5月 6日（木） ～令和 9年 5月26日（水）	令和 9年 5月 6日（木） ～令和 9年 5月31日（月）
8月	令和 9年 6月 1日（火） ～令和 9年 6月25日（金）	令和 9年 6月 1日（火） ～令和 9年 6月30日（水）
9月	令和 9年 7月 1日（木） ～令和 9年 7月26日（月）	令和 9年 7月 1日（木） ～令和 9年 7月30日（金）
10月	令和 9年 8月 2日（月） ～令和 9年 8月26日（木）	令和 9年 8月 2日（月） ～令和 9年 8月31日（火）
11月	令和 9年 9月 1日（水） ～令和 9年 9月24日（金）	令和 9年 9月 1日（水） ～令和 9年 9月30日（木）
12月	令和 9年10月 1日（金） ～令和 9年10月26日（火）	令和 9年10月 1日（金） ～令和 9年10月29日（金）
1月	令和 9年11月 1日（月） ～令和 9年11月26日（金）	令和 9年11月 1日（月） ～令和 9年11月30日（火）
2月	令和 9年12月 1日（水） ～令和 9年12月23日（木）	令和 9年12月 1日（水） ～令和 9年12月28日（火）

※内定が出たとしても、面接の結果次第では実際の受入が困難な場合がございますのでご了承ください。

4月一次で内定を辞退した場合、二次受付の申し込みはできません。

			志 木 市 内 保 育 施 設 一 覧 表（所在地・受入年齢等）														
			園 名	所 在 地	電 話	受入年齢	受入枠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	駐車場		
施設型	保育所	市立	いろは保育園	本町1-1-67	472-5239	8か月になった翌月～	80	9	12	14	15	15	15	○	×		
		私立	アスク志木駅前保育園	本町5-20-15	476-6314	57日以降2歳児まで	30	6	12	12					×		
			まなびの森よつば保育園	館2-6-11A アルク2階	471-1010	57日以降5歳児まで	60	6	10	11	11	11			○		
			アンファンシェリベあもーる	館2-7-7	474-3588	57日以降5歳児まで	70	9	10	12	13	13	13		×		
			ステラ志木宗岡保育園	上宗岡3-13-3	485-1517	57日以降5歳児まで	100	9	15	16	20	20	20	○	○		
			こどもの家・志木中宗岡保育園	中宗岡1-19-48	474-0101	57日以降5歳児まで	87	12	12	15	16	16	16		○		
			アートチャイルドケア志木	柏町1-6-71	485-0123	57日以降5歳児まで	60	6	9	11	11	11	12		×		
			ウェルネス保育園志木	柏町5-5-38	423-5322	57日以降5歳児まで	68	6	11	12	13	13	13		×		
			メリーボピンス志木ルーム	本町5-19-9	474-6380	57日以降5歳児まで	33	3	6	6	6	6	6	○	×		
			志木どろんこ保育園	下宗岡2-15-46	471-6010	57日以降5歳児まで	90	6	12	12	20	20	20		○		
			メーブル保育園	幸町2-6-12	424-3991	57日以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18		○		
			ありさん保育園	本町5-15-6	234-7090	100日以降2歳児まで	25	5	10	10					×		
			おおのみち保育園	中宗岡2-25-33	472-1611	57日以降2歳児まで	30	6	12	12					○		
			保育園元気キッズ志木園	本町3-13-5	472-0660	6か月以降5歳児まで	55	3	8	8	12	12	12		○		
			ぷりえ幸町園	幸町3-9-52	423-7366	6か月以降5歳児まで	62	6	10	10	12	12	12		○		
			メリーボピンス志木駅前ルーム	本町5-17-66 プラウドシティ志木本町1階	486-0015	57日以降5歳児まで	33	3	6	6	6	6	6		×		
			ひいらぎ保育園	柏町6-29-65	424-7777	57日以降5歳児まで	49	6	8	8	9	9	9		×		
			ぷりえ志木本町園	本町6-27-16	424-2957	6か月以降5歳児まで	48	3	6	6	11	11	11		×		
			館第一すぎのこ保育園	館1-2-2	423-9700	6か月以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18	○	×		
			ぷりえ志木駅前園	本町5-21-17	424-2975	6か月以降2歳児まで	30	6	12	12					×		
			しきボボロ保育園	幸町2-11-43	424-3412	57日以降5歳児まで	74	6	10	10	16	16	16		×		
		アンファンシェリSHIKISM	本町5-24-21 SHIKISMビル2階	474-1022	57日以降2歳児まで	24	8	8	8					×			
		館第二すぎのこ保育園	館2-6-15	423-6788	6か月以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18		×			
		保育園元気キッズ志木柏町園	柏町4-3-86	424-8561	6か月以降5歳児まで	66	3	6	12	15	15	15		○			
	認定こども園	足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752	1歳児から5歳児まで	90	0	12	12	22	22	22		○			
地域型保育	小規模保育	ファニー	柏町1-16-5 1階	476-8343	57日以降2歳児まで	19	3	8	8					○			
		アメリカンキッズ英語保育園 志木本町園	本町5-10-24	472-8008	6か月以降2歳児まで	14	3	5	6					×			
		ぷりえユリノ木園	本町5-14-28	423-8153	6か月以降2歳児まで	17	3	7	7					×			
		ここのり森保育園	柏町6-29-60	472-8088	6か月以降2歳児まで	12	4	4	4					×			
		プティシェリ	館2-7-5	423-8807	1歳児から2歳児まで	12	0	6	6					×			
		笑顔のはな保育園	本町5-22-4-102	423-9400	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8					×			
		あだちみどり保育園	本町5-26-1 マルイ6階	423-0321	6か月以降2歳児まで	18	4	7	7					○			
		保育園元気キッズ志木幸町園	幸町1-8-60 サール幸町ビル1階	470-4055	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8				○	○			
		ここのり森保育園宗岡	下宗岡3-1-25 1階	473-8000	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8					×			

（※1）受入枠については、あくまで参考であり、実際の受入数とは異なる場合があります。

（※2）上記「受入年齢」は「クラス年齢」を指します。2歳児までの保育施設に入園した場合、
最長で2歳児クラスの年度末までの保育となります。

（※3）休園日は、日曜・祝日・年末年始です（市立保育園については、その他福祉事務所長が定めた日）

（※4）メーブル保育園は、0・1歳児クラスの延長保育を行っておらず、午後6時までのお預かりとなります。

（※5）ぷりえ各園は、0歳児クラスの延長保育を行っておらず、午後6時30分までのお預かりとなります。

（※6）アンファンシェリベあもーる・アンファンシェリSHIKISMの、0歳児クラスの延長保育は、
午後7時までのお預かりとなります。

（※7）しきボボロ保育園の延長保育は、1歳児クラスからになります。

提出書類に関する注意点

- ① 申請時の就労証明書と同じ勤務先・日数・時間数で、入園後も継続して就労できるものとして審査を行います。入園決定後に、提出していた書類と異なる就労状況である場合、または入園時から就労日数等が減った場合は退園や内定取り消しとなる場合があります。
- ② 申請書のコピーが必要な際は、申請前にご自身で取得してください。
- ③ 1月1日時点でお住まいの住所は、受付時に確認することができません。誤りがあった場合、最高額での審査になるため、よく確認してから申請してください。
- ④ 志木市から希望先市区町村、市外から志木市への申請の際、自治体間でのFAXの受付を行っていません。余裕を持ってご提出ください。
- ⑤ 本案内に掲載していない注意事項であっても、守っていただけない場合、内定取り消し・退園になりますので、必ず令和9年度版保育施設利用案内にすべて目を通した上で、ご申請いただくようお願いいたします。

問い合わせ先：志木市子ども・健康部 保育課

電話：048-473-1689

E-mail：kodomo-hoiku@city.shiki.lg.jp